

2014 年合格目標

司法書士講座

早稲田合格答練

年内登記法 Skill Up 講座

ガイダンス

担当講師：木村 一典

※無断複写・転載を禁じます。

TAC 司法書士講座

【午前】H12-2

不動産の仮差押えによる時効中断の効力について、次の二つの見解がある。

第1説 仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの登記の記入によって終了する。

第2説 仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの登記の記入によっては終了せず、登記による執行保全の効力が存続する間、存続する。

次のアからオまでの記述のうち、**第2説の根拠として適切なもの**の組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 確定判決で確定した権利も10年で時効消滅することとの均衡を考慮すべきである。

イ 仮差押えの登記があることにより、債権者の権利行使の意思は明らかである。

ウ 仮差押えの債務者は、債権者に対し、起訴命令の申立て等の対抗手段を講ずることができる。

エ 仮差押えは、他の時効中断事由に比べて、比較的簡易に実現することができる。

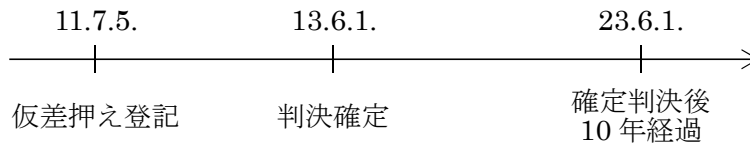
オ 登記されている抵当権も、被担保債権が消滅時効にかかることにより消滅する。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

【午前】H25—6

＜時効中断＞

仮差押えによる時効中断の効力が、仮差押えの登記の記入によって終了するのか、仮差押えの登記が存する限り継続するのかについて争いがある。後者の見解によると、本問では仮差押えの登記が存しているので C による時効消滅の主張は認められない。それ故、C は前者の見解を採っていることになる。



ア・イ・エは C の見解の根拠となる。

前者の見解は、仮差押えが不確定な債権についての保全手段であることから時効中断の効力も強化すべきではないと考えている。ア・イ・エの肢は、仮差押えの「不確定さ」を表現している。

ア。「仮差押えの登記がされ…送達されたときに終了する」

イ。「仮差押命令は…権利の存在に関する公の証拠となるものではない」

エ。「仮差押えによる時効中断の効力は、確定判決の時効中断の効力に吸収される」

ウ・オは C の見解の根拠とならない。

後者の見解は、仮差押えによる債権保全の必要性和、債務者にも不利益とはならない点を強調する。

ウ。「債務者は…仮差押命令の取消しを求めることができる」

オ。「仮差押えと裁判上の請求」は「別個の時効中断事由」であるとして、仮差押えの存在意義を強調している。

【午前】 H9－34（改題）

会社法 429 条の損害賠償に関する次の文章の〔 〕内に下記の(1)から(5)までの各ア又はイの用語又は文を選んで入れる場合、適切なものを選んだ組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

「取締役が職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その取締役は第三者に生じた損害につき賠償責任を負う。この責任については、これを不法行為責任とみるか、特別の法定責任とみるかについて意見が分かれているが、判例・通説はこれを〔(1)〕であると解している。この立場によれば、会社法 429 条は〔(2)〕ことを定めた規定であることになり、〔(3)〕と解することになる。この見解は、このような規定を設けた根拠として、〔(4)〕であるとしている。なお、この見解によれば、この責任の消滅時効期間は〔(5)〕であることになる。」

- (1) ア 不法行為責任
イ 特別の法定責任
- (2) ア 取締役の職務執行について悪意・重過失があれば、第三者の権利侵害について故意・過失がなくとも責任を負う
イ 取締役の職務執行上の行為により第三者の権利を侵害したことによる責任は、取締役に重過失がある場合にのみ発生する
- (3) ア 民法の一般原則による責任の成立要件を厳しくしたもの
イ 取締役の第三者に対する責任を民法の一般原則よりも加重したもの
- (4) ア 取締役は煩雑な事務を処理しなければならないから
イ 取締役の職務が多岐にわたることから、それにより損害を受ける第三者を保護しなければならないため
- (5) ア 10 年
イ 3 年

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 アアイアア | 2 アイアイイ | 3 アイイアイ |
| 4 イアイイア | 5 イイアイイ | |

【午前】H25-32

次の二つの見解は、会社法第 429 条第 1 項の規定による役員等の第三者に対する損害賠償請求責任に関するものである。

第 1 説 会社法第 429 条第 1 項は、役員等の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係がある限り、会社がこれによって損害を受けた結果、ひいて第三者に損害を生じた場合（以下「間接損害の場合」という。）であると、直接第三者が損害を受けた場合（以下「直接損害の場合」という。）であるとを問うことなく、当該役員等が直接に第三者に対して損害賠償責任を負うことを規定したものである。

第 2 説 会社法第 429 条第 1 項は、直接損害の場合に役員等が第三者に対し損害賠償責任を負うことを規定したものであり、間接損害の場合に関して規定したものではない。

次のアからオまでの記述のうち、「この見解」が第 2 説を指すものの組合せとして最も適切なものは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア この見解は、株式会社における役員等の負うべき責任と持分会社における無限責任社員の負うべき責任との違いを強調する。

イ この見解に立ち、かつ、会社法第 429 条第 1 項に規定する第三者に株主が含まれるとする考え方に立つと、株主代表訴訟制度の意義が失われることになりかねない。

ウ この見解は、我が国の現状において、株式会社の中には資本金や純資産が少額の企業が少なくないことを強調する。

エ この見解に立つと、任務を懈怠した役員等の会社に対する損害賠償責任が総株主の同意により免除された場合に、損害を受けた第三者が役員等に対する責任を追及することが困難になりかねない。

オ この見解は、債権者が債権者代位権に基づき第三債務者に対し自己に直接債務の弁済を請求することができるかどうかに関する判例の考え方と親和的である。

(参考)

会社法

第 429 条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 (略)

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

【午後】H25-36

<ポイント>

甲土地・乙土地の所有者が同一であることから、比較問題であることを意識できたか否か。

	甲土地	乙土地
1. 遺言の解釈	① 夏子への遺贈 ② 冬子への相続	清算型遺贈 ① 相続（一郎・冬子） ② 売買 （共有者全員持分全部移転）
2. 所有者の住所移転	遺贈の前提として名変必要	相続の前提としての名変省略
3. 抵当債務の弁済		抵当権抹消（申請の順序に注意）
4. 抵当権者の商号変更		所有権以外の権利の抹消登記の前提としての名変省略

【午後】H25-37

<ポイント>

1. 登記記録の整理ができたか否か。

これによって、「取締役会非設置 → 設置 → 譲渡制限の変更」「Bは取締役であり支配人でもある → 取締役の資格喪失と支配人の代理権消滅」を落とさずに済む。

2. 見出しチェックをしていたか否か。

これによって、「支店移転 → 支配人を置いた営業所移転」をはじめ一つでも多く登記事項を点に結びつけることができる。

3. 問題文のストーリーを意識できたか否か。

本問は取締役会のない会社がオーナーチェンジをし、経営陣を刷新して、取締役会設置会社として再スタートを切るという話。

↓

このストーリーさえ押さえていれば、「資本金0円 → 株式消却 → 募集株式発行（乙野商事）」の一連の登記を書けたと思います。